

第2回 大津市DX戦略 本部員会議

2025.7.17

＜資料4-1：説明資料＞
アナログ規制の点検・見直しについて

アナログ規制の点検・見直しについて

—方針策定の背景と目的—

社会状況

- デジタル技術の高度化が著しい一方で、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立されたものであり、「書面・対面」といった**アナログな手法**を前提としている。
- このような「アナログ規制」が、**社会全体のデジタル化の妨げ**となっている一面がある。
- 今後、少子高齢化が進み、あらゆる分野で人手不足が見込まれるなかで、社会全体のデジタル化を推進することが不可欠である。

国の動き

- デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるべく、法令等を対象としたアナログ規制の点検・見直しに取り組む。
- 地方公共団体においても同様の取組を求め、見直しマニュアルを作成・公表。**

各地方公共団体に求められること

- 福祉、消防、道路・河川等のインフラ整備など、国民生活に密接に関連する行政サービスの多くは、地方公共団体が実施している。
- より多くの国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受するためには、全国の地方公共団体におけるアナログ規制の見直しの取組が不可欠。**

アナログ規制の点検・見直しについて

——点検・見直しの対象——

点検・見直しの対象

- 対象所属: 条例等を所管する全所属
- 点検対象: 条例等(条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領)の規定のうち、**代表的なアナログ規制7項目**に該当する規定を対象とする。

代表的なアナログ規制7項目

規制項目	規制の内容(例)	規制ワード(例)
① 目視規制	人が現地に赴き、施設や状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定することを求める規制	検査、点検、調査、目視
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認し判定することを求める規制	実地、立ち入、立入、現地、監査
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定することを求める規制	定期、年一回、月一回、日一回、週一回
④ 常駐・専任規制	(物理的に)常に事業所や現場に留まることを求める規制	常駐、専任、選任、常勤、配置
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求める規制	対面講習、講習、研修
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求める規制	掲示、掲げ
⑦ 往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制	閲覧、縦覧

アナログ規制の点検・見直しについて

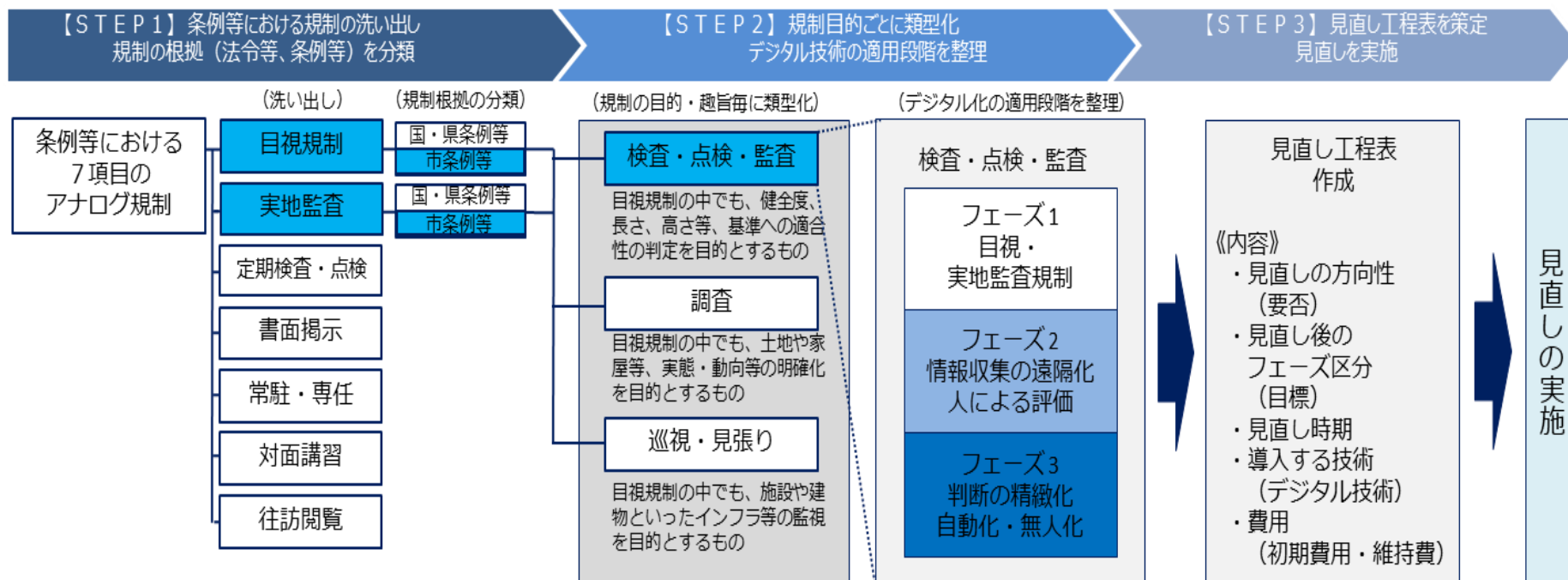
——点検・見直しの進め方(令和6年度実施済)——

点検・見直しの進め方(令和6年度実施済)

【STEP1】条例等において代表的な7項目のアナログ規制に該当する規制を洗い出し、規制根拠を分類

【STEP2】規制の主旨・目的ごとに類型を整理し、そのうえで、デジタル技術が適用されている段階を分類

【STEP3】STEP1. 2を踏まえ、見直し工程表を策定し、類型・フェーズ毎に見直しを実施



アナログ規制の点検・見直しについて

——令和6年度の点検結果と、令和7年度の実施予定——

令和6年度の点検結果 ※点検した条例等の総数:1,129

アナログ規制の有無		見直しの方向性		見直し時期		規制区分①～⑦	
有	102	見直し済	1	令和6年8月	1	⑦往訪閲覧・縦覧規制	1
		要見直し	6	令和8年3月	6	⑦往訪閲覧・縦覧規制	6
		継続検討	6				
		見直し不要	70				
		国等の状況注視	19				

令和7年度の実施予定

令和6年度調査により、アナログ規制:有となった95件(102-見直し予定あり7)について、

1. デジタル化の適用ができないか、改めて「見直しの方向性」を再調査
2. 1.の結果、「要見直し」となったものについて、見直しの時期を設定